

仕 様 書

1 業務名

令和6年度 札幌市子ども発達支援総合センター臨床検査業務

2 委託期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

3 業務目的

別紙1に掲げる検査項目について、札幌市子ども心身医療センター（以下「心身医療センター」という。）の各診療科外来受付及びはるにれ学園から検体を受領し、検査を実施のうえ、委託者の指定する期日までにその検査結果を報告する。

なお、各検査の円滑な処理を可能とするために、委託者からの発注依頼は外注依頼伝票（以下「伝票」という。）によって行う。

また、伝票の様式については、本業務契約締結後に委託者と調整・承認を得た後、業務開始前までに各診療科外来受付及びはるにれ学園へ伝票を必要部数納品し、伝票の作成に係わる負担は受託者が負うこととする。なお、報告書には検査・測定の責任者又は問い合わせ先を明記すること。また、病理学的検査の報告書にあつては、検査担当者の署名又は押印をすること。

4 伝票の様式について

前項3の伝票の様式については下記の条件を満たすものとし、レイアウト等は各診療科外来受付及びはるにれ学園と調整すること。

- (1) 別紙1に掲げる検査項目および委託者が指示する検査を包括したセット項目を網羅したものであること。
- (2) 各診療科外来受付から依頼する伝票については、2枚以上の複写とすること。

5 業務内容

- (1) 心身医療センター各診療科及びはるにれ学園で採取した検体は各診療科外来受付及びはるにれ学園で検査項目ごとに定められた保管方法で保管するので、受託者は受取証と引き換えに検体を受領すること。なお、受取証の様式は業務開始前までに受託者の負担において準備すること。
- (2) 検体の回収は委託者の指定する日時に回収すること。
- (3) 各診療科外来受付及びはるにれ学園から受領した検体を搬送する際は各々の検体の保管方法に適した容器等で安全かつ確実に搬送すること。なお、容器等については受託者が予め用意し、これに伴う費用は各検査項目の単価に含めることとする。

(4) 適正な精度管理の下、各々の検査項目ごとに定められた手順に沿って適正に検査を行うこと。

(5) 委託者の指定する期日までに実施した検査内容について結果を報告すること。

6 精度管理調査参加及び精度管理成績の確認について

契約にあたって、公益社団法人日本医師会や一般社団法人日本臨床衛生検査技師会等が実施する外部精度管理調査に参加したことを確認できる書面を提出すること。

また、契約後はその精度管理成績を確認できる書類を委託者が必要と認めたときは提出すること。

7 業務完了届の提出

(1) 毎月末日の検査結果報告が完了した時点で、完了届（別紙2）に必要事項を記入して速やかに委託者に提出すること。

(2) 完了届提出時には、該当月分の検査実施状況について確認できるよう、検査実施患者別明細および検査項目別明細を併せて提出すること。

(3) 検査項目の表記について、検査内容は同一であるが受託業者の事務上、別紙1の表記と異なるもので報告する場合は、契約締結後速やかに対応表を提出すること。

8 検査結果の基準値について

(1) 検査結果の基準値について、令和5年度札幌市子ども心身医療センターにおける同業務受託業者の各検査項目の基準値と比較し、診療に支障が出るような差異がないことが望ましいが、差異が生じる場合には業務開始前までに委託者へ報告・了承を得ること。

(2) 当該契約期間中に上記(1)で報告した基準値に変更があった場合には、変更内容を委託者へ報告のうえ了承を得ること。

9 業務代行保証

受託者は、何らかの事情により本業務の遂行が困難となった場合の業務の継続性・安定性を確保するため、あらかじめ業務代行者を定めること。

なお、本項に掲げる業務代行者の資格要件は次のとおりとする。

(1) 札幌市競争入札参加資格者であり、本業務を確実に履行できるもの。

(2) 札幌市内又は札幌市近郊に検査所を保有していること。

10 その他

(1) 関係法規（医療法、医師法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律等及びこれに付随する施行令、施行令規則、省令及び通知等）を遵守すること。

(2) 個人情報保護の取扱いには十分注意すること。

| | 項目 | | 項目 |
|----|--------------------|----|-------------------------|
| 1 | 末梢血液一般検査 | 32 | 総蛋白 |
| 2 | 末梢血液像(白血球像) | 33 | AST(GOT) |
| 3 | 尿一般検査 | 34 | ALT(GPT) |
| 4 | 尿沈渣 | 35 | LD(LDH) |
| 5 | 生化学5-7項目 | 36 | Ig-G |
| 6 | 生化学8-9項目 | 37 | Ig-A |
| 7 | 生化学10項目以上 | 38 | Ig-M |
| 8 | 遊離サイロキシン(FT-4) | 39 | IG-E |
| 9 | 遊離トリヨードサイロニン(FT-3) | 40 | ソマトメジン-C |
| 10 | 甲状腺刺激ホルモン(TSH) | 41 | 亜鉛 |
| 11 | 血中アンモニア | 42 | セレン-S |
| 12 | カルバマゼピン | 43 | 染色体Gバンド法 |
| 13 | バルプロ酸Na | 44 | レベチラセタム |
| 14 | ヘモグロビンA1c | 45 | エトスクシミド |
| 15 | プロラクチン | 46 | Ige(MAST36) |
| 16 | 風疹IgG(EIA) | 47 | コルチゾール |
| 17 | 麻疹IgG(EIA) | 48 | アルドステロン |
| 18 | ムンプスIgGEIA | 49 | ACTH |
| 19 | HCV抗体(3rd) | 50 | ALP |
| 20 | C反応性蛋白(CRP定量) | 51 | レニン活性 |
| 21 | HBs抗原(CLIA) | 52 | γ-GT |
| 22 | HBs抗体(CLIA) | 53 | 抗TPO抗体 |
| 23 | 水痘帯状ヘルペスIGG(EIA) | 54 | 抗サイログロブリン抗体 |
| 24 | Rh(D)血液型(Rho(D)因子) | 55 | PTH |
| 25 | ABO血液型 | 56 | 25OHビタミンD |
| 26 | フェリチン | 57 | 浸透圧(尿) |
| 27 | エストラジオールE2(1) | 58 | 【検便】赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 |
| 28 | ビタミンB12 | | |
| 29 | 葉酸 | | |
| 30 | 網状赤血球数 | | |
| 31 | 血清鉄 | | |

完了届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
商号又は名称
職 ・ 氏 名

印

名 称 令和6年度 札幌市子ども発達支援総合センター臨床検査業務

上記役務は 年 月 日に完了したのでお届けします。
(なお、完了した役務の内容は、作業日誌等にて逐次報告したとおりです。)

| | | | |
|----|-------|-----------|---|
| 受付 | 年 月 日 | 完了を確認した職員 | 印 |
|----|-------|-----------|---|

| 課 長 | 係 長 | 係 |
|-----|-----|---|
| | | |

年 月 日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 職 氏 名

立会人 職 氏 名

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

年 月 日

札幌市長 様

住 所
会社名
代表者名

個人情報取扱安全管理基準及び個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

| | |
|--|--|
| 委託業務名 | |
| 受託期間 | |
| 対象期間 | |
| 安全管理対策の実施状況 | |
| <p>1 当該業務において、標記の基準及び特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報取扱安全管理基準適合申出書の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。</p> <p>(1) 従業員の指定、教育及び監督（変更なし・変更あり）</p> <p>(2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり）</p> <p>(3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり）</p> <p>(4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況：</p> <p>(5) 情報資産の搬送及び持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要：</p> <p>(6) 関係法令の遵守（変更なし・変更あり）</p> <p>(7) 定期監査の実施（変更なし・変更あり）</p> <p>(8) その他個人情報取扱安全管理基準適合申出書からの変更（なし・あり）</p> <p>2 その他特記事項等</p> | |